

野田市公告第4号

野田都市計画地区計画（瀬戸儘ヶ崎地区）の決定の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、野田都市計画地区計画の決定の案を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月10日

野田市長 鈴木 有

- 1 都市計画の種類
都市計画地区計画（瀬戸儘ヶ崎地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
野田市瀬戸字儘ヶ崎及び上三ヶ尾字江川の各一部の区域
- 3 縦覧場所
野田市建設局都市部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和6年1月10日（水）から令和6年1月24日（水）まで
（土曜日及び日曜日は除く。）
- 5 意見書の提出期間
令和6年1月10日（水）から令和6年1月24日（水）まで
（土曜日及び日曜日は除く。）
- 6 意見書を提出しようとする方は、住所、氏名、電話番号、意見を記載（様式は任意）して、郵送又は持参により提出してください。
ただし、意見書を提出できる方は、野田市内に住所のある方（法人を含む。）か、地上権などを有する利害関係のある方です。
宛先 〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所都市計画課